

動画セミナー

送迎事故の防止対策が独立！

# デイと送迎のリスクマネジメント

デイの事故防止対策と  
送迎事故の防止対策の2部構成

送迎事故の防止対策（第2部）を使ってドライバーの研修会を開こう

今すぐ抜粋版（10分）を視聴しよう！【本編デイ40分・送迎30分】

●PC版 → <https://youtu.be/rzOHEJDJm9c>

●スマホ版 →



※抜粋版はYouTubeで公開していますが、動画本編は専用サーバーで提供します

## 動画セミナー提供方法

- 提供対象：介護事業者団体・介護事業法人など
- 視聴期間：1～3ヶ月間
- 提供資料：セミナーテキスト・付属資料
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：介護事業者団体50,000円+消費税  
介護事業法人40,000円+消費税

## 動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付  
申込書は弊社ホームページで：[www.anzen-kaigo.com](http://www.anzen-kaigo.com)
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付  
URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

## 動画セミナー「デイと送迎のリスクマネジメント」の内容

### 第1部

- 《1》事故防止活動の基礎知識
  1. 新しい事故防止活動に切り替えよう
  2. 事故を区別して整理しよう
  3. 事故を正しく評価しよう
- 《2》デイサービスのリスクと事故防止の具体策
  1. 転倒 2. 誤薬 3. 誤えん 4. 排泄介助の事故
  5. 入浴介助中の事故 6. 行方不明事故
- 《3》事故発生時の対応

### 第2部

#### 《4》送迎業務の事故防止対策

1. 居宅から送迎車の移動介助中に転倒骨折
2. 居宅の玄関で奥様に介助を任せ転倒
3. 門から玄関まで車椅子が使えず歩かせて転倒
4. 利用者を送迎車から降ろし忘れ熱中症で死亡
5. デイ来所時に送迎車から降りて来て転倒
6. 保育園の裏口で飛び出してきた園児と接触
7. 車両・物損事故の再発防止策
8. 送迎車運行中に利用者が体調急変

わかりやすい！



現場実践講師

3. 誤えん事故の防止対策

認知症の利用者でえん下機能に障害の無い人が、内子（おしり）を丸みして窒息して亡くなった。施設管理者は家族に対して、「お父様は嚥下機能に障害がなく、食事形態も常食食と介護計画書に書かれており、嚥下に障害はない」と説明しました。しかし、家族は「食前から大皿の食べ物を、口に詰め込んでしまうことがあった。もっと注意してれば事故は防げたはずだ」と主張しました。

● 誤えん事故の過失は裁判で明らかになっている  
誤えん防止のために徹底確認するべき対策とは

① 嚥下えん下機能を正しく評価していたか？  
⇒ 家庭から誤食下状態について情報把握を怠っていた

② 誤食下機能に即した食事への配慮をしていたか？  
⇒ ソフト食を提供すべきところ誤って普通食を提供してしまった

③ 認知機能の低下による誤えんリスクへの配慮をしていたか？  
⇒ 年寄りや詰め込みなどの窒息につながる食べ方があるのに配慮しなかった

④ 適切な食事介助をしていたか？  
⇒ 車椅子上でうたた寝状態の利用者の口に食べ物を入らせた

▶ 特に注意が必要な認知症の利用者の誤えんリスク

2. お送り送迎時に居宅の玄関で奥様に介助を任せ転倒

デイサービスの利用者Dさんは、軽度認知症で歩行ですが不安定な状態で職員が介助しています。ある日、介助員がDさんの手を引いて玄関まで歩いたところで、奥様（82歳）が玄関のドアを開けてここをいってDさんに手を差し伸べたため、介助員は「ではお譲します」と言って手を離しました。その後Dさんからついで奥様の突っ込みがありました。大怪傷を負ってしまいました。デイサービスは「奥様にお引渡した後のデイの責任はない」と主張しています。

※この日です

※この日です

● 誤えん事故の過失は裁判で明らかになっている  
誤えん防止のために徹底確認するべき対策とは

① 嚥下えん下機能を正しく評価していたか？  
⇒ 家庭から誤食下状態について情報把握を怠っていた

② 誤食下機能に即した食事への配慮をしていたか？  
⇒ ソフト食を提供すべきところ誤って普通食を提供してしまった

③ 認知機能の低下による誤えんリスクへの配慮をしていたか？  
⇒ 年寄りや詰め込みなどの窒息につながる食べ方があるのに配慮しなかった

④ 適切な食事介助をしていたか？  
⇒ 車椅子上でうたた寝状態の利用者の口に食べ物を入らせた

▶ 特に注意が必要な認知症の利用者の誤えんリスク

● デイサービスの送迎業務はどこからどこまでなの？

「デイサービスの送迎は送迎車までではありませんから、入居する前まで送り届けることはありません。送迎車は「居宅とデイを安全に往復する」という役割を担っています。」

歩行が不安定で介助が必要とするHさんは、職員の介助でも危険を伴いますから、高齢の乗客では危険は明白です。転倒の危険が明白な状態で乗客に歩行の介助を依頼したことは、安全配慮義務違反として転倒乗客の賠償責任を負われる可能性は高いでしょう。ですから、介助員は乗客の申し出を即断し乗客まで送らせていただきます。戻って上がりかましまつていただくまで介助すべきでした。

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275